

貸し出しは  
無料です

## 市民などが開催するイベントが対象 感染症防止対策機器を貸与しています



市では、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るため、市民などが開催するイベント用として感染症防止対策機器を貸与しています。

■対象 市民および市内団体

### ■貸出機器



①非接触型体温計(ハンディ型サーマルカメラ)…貸出可能台数10台



②自動手指消毒器(消毒液オートディスペンサー)…貸出可能台数10台

■貸出料 無料

※貸出機器に使用する乾電池や消毒液は、各自準備をお願いします

■貸出期間 イベントの開催日前日～終了日の翌日の間

### ■申込方法

申請書の必要事項を記入の上、イベントの5日前までに本館観光課に提出  
※イベント初日の3カ月前から予約を受け付けています

感染拡大により、国などからイベント実施の自粛要請などが発出された場合は、機器の貸し出しを停止する場合があります

\*申請用紙は、市ホームページに掲載しています



【問い合わせ】本館観光課(☎41-3541)

## 個人市県民税、法人市民税、固定資産税、軽自動車税、市たばこ税、入湯税、国民健康保険税の納税の猶予制度をお知らせします

新型コロナウイルス感染症の影響などにより、市税の納付が困難な人は「徴収の猶予制度」または「申請による換価の猶予制度」を利用することができます。

\*「徴収猶予の特例制度」を利用した人で、引き続き市税の納付が困難な場合は、申請することで納税の猶予が受けられます

### ①徴収の猶予制度

■対象 新型コロナウイルス感染症の影響などにより、次のいずれかに該当し、市税を一時に納付または納入することが困難な人  
▶感染症患者が発生した施設で消毒作業のため備品を廃棄したなど、財産に相当な損失が生じた場合▶本人または家族が病気になった場合▶事業を廃止または休止した場合▶事業に著しい損失を受けた場合

### ②申請による換価の猶予制度

■対象 市税を一時に納付または納入することが困難な人

### ①②共通

■対象となる市税 ▶個人市県民税▶法人市民税▶固定資産税▶軽自動車税▶市たばこ税▶入湯税▶国民健康保険税

■納税の猶予期間 1年間

※やむを得ない理由があると認められた場合は、最大で2年間

■申請期限 税の種類ごとに定められている納期限

■延滞金 2分の1または全額を免除

■申請方法 申請書に必要事項を記入の上、収入や現預金の状況が分かる資料(提出が困難な人には市から電話するなど、口頭で確認します)を添えて、本館収納課(〒025-8601花城町9-30)へ郵送で提出してください。

\*eL T A Xによる申請も可能です。詳しくは、市ホームページで紹介しています



【問い合わせ】本館収納課(☎41-3531)

自己負担なし  
で検査可能

## 一定の要件を満たす人が対象 PCR検査費用を助成しています



市では、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るため、一定の要件を満たす人を対象に、PCR検査費用を助成しています。

【問い合わせ】新型コロナウイルス感染症対策室(☎29-5275)

### ■対象

市内医療機関でPCR検査を受ける人で、次のいずれかに該当する人

▶受け入れ施設(高齢者施設、障がい者・障がい児施設、生活保護者の救護施設)へ新たに入所・就業する人▶幼稚園・保育園などの教育保育施設へ新たに就業する

人▶市外からの小中学校転入生およびその同居家族▶市外から転入し幼稚園や保育園を新たに利用する児童の同居家族  
※市外の医療機関でPCR検査を受けた人は対象外

### ■助成額

1人当たり25,000円(1人1回限り)

### ■助成対象期間

12月31日(金)まで  
※上記期間内にPCR検査を実施した場合に限ります

### ■PCR検査受検方法

①受け入れ施設で配布している申請書に必要事項を記入  
②記載した申請書に、受け入れ施設から入所・就業などの証明を受ける  
※受け入れ施設に検査日の希望を伝える

③受け入れ施設から検査日時との連絡があったら、受け入れ施設証明済みの申請書を検査医療機関に提出してPCR検査を受ける

## 5月18日に予算化された 新型コロナウイルス感染症対策経費の概要をお知らせします

事業名	補正予算額	内容	問い合わせ
新型コロナウイルスワクチン接種事業	1億5,469万円	円滑なワクチン接種体制を確保するため、接種会場に従事する会計年度任用職員を増員するほか、市コールセンターの電話回線数を増設します。	新型コロナウイルス感染症対策室(☎29-5275)
中小企業経営支援事業補助金	2,400万円	県の地域企業経営支援金の対象で、市の支援を受けていない事業者に対し支給している支援金の予算を増額します。 ■支援額 1店舗当たり30万円	本館商工労政課(☎41-3534)

心配な人は  
ご相談ください

## 新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口

岩手県  
受診・相談センター

24時間対応

☎019-651-3175  
FAX019-626-0837

岩手県  
感染症相談窓口

午前9時～午後9時

☎019-629-6085  
FAX019-626-0837

厚生労働省  
電話相談窓口

午前9時～午後9時

☎0120-565653  
FAX03-3595-2756